

# 奈半利町住宅リフォーム緊急支援事業補助金のお知らせ

町民の生活環境の向上を図るとともに定住促進及び地域経済の活性化を目的として、住宅の増改築工事やリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

事業内容は、下記のとおりです。

## ○補助対象者

- ① 町内にある住宅を、当該住宅の所有者又は相続権者の同意を得て、居住目的に当該住宅の増改築やリフォーム(以下「リフォーム工事」という。)を行う者(奈半利町に住民登録している者に限る)。
- ② 居住を目的に町内の中古住宅を購入し、その住宅のリフォーム工事完了後に当町に転入する者。
- ③ 空家対策としてのリフォームであり、奈半利町空家登録に登録する又は過去に登録した住宅のリフォーム工事を行う者。

※補助金の交付対象となる者は、町税等町に対する債務を滞納していない世帯の構成員とする。

## ○補助対象住宅

一戸建て住宅(住宅用の車庫、物置は含まない。)又は店舗等併用住宅で住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ床面積の1/2(住宅用の車庫、物置は含まない。)以上であるもの。

施工業者	補助対象	補助率及び補助金額
○本町に事務所等を有する個人及び法人であること。  (個人で営業を行う大工や左官など含む)	(1)住宅の増築、改築、減築、解体 (2)浴室の改修 (3)台所の改修 (4)トイレの改修 (5)給排水衛生設備工事(配管等) (6)給湯設備工事 (7)換気設備工事 (8)オール電化住宅工事 (9)屋根のふき替え、塗装、防水工事 (10)外壁の張り替え、塗装工事 (11)床、内壁、天井の張り替え等の内装工事 (12)床、内壁、天井、屋根の断熱工事 (13)ふすま、障子、たたみの張り替え工事 (14)雨どいの改修 (15)建具、窓枠、サッシの取替等、改修工事 (16)塀の改修 (17)バリアフリー改修 (18)耐震改修 (19)その他町長が認める工事  ※補助対象外 ・家電製品の購入 ・厨房製品 ・電話/インターネット等設置工事 ・車庫、物置、倉庫等の工事	リフォーム費用(消費税及び地方消費税を含む額。)が30万円以上であること。  ・①②の場合 リフォーム費用×20% (1万円未満切捨) ※上限30万円  ・③の場合 リフォーム費用×30% (1万円未満切捨) ※上限40万円  ※①②③とも申請は1回のみ。

※ 本事業には適用のための条件等が幾つかありますので、補助金の交付受けようとされる方は、事前に奈半利町役場 地域振興課までお問い合わせ下さい。